

～ 刑事施設への官民競争入札への興味・取組みについて～

1. 「市場化テスト」という手法への興味について

PFI事業と比較した場合、関心は低く、今まで参画を検討したことはあまりない。

- ・民間事業者からの提案による、**合理化・高度化の余地が少ない。**
- ・既存業務の内、**役務に関わる部分の入札では、単純なコスト競争に陥る傾向にある。**

2. 「刑事施設」への興味について

単純な**価格比較**となると**思われる案件への挑戦は難しい。**

どのような案件であれば興味が湧くのか？

- ・**機械・常駐警備のバランス等、最適なLCCの提案、創意工夫が発揮できる案件**
(機械警備システムの設計・設置・保守・監視等を含んでいる案件)
- ・刑事施設という特性上、**参加できる企業に一定の水準を求めている案件**

3. どのような業務であれば対応可能か、どのような「刑事施設」なら可能か
どのような業務なら可能か？

- ・**特区業務以外の警備業務**(庁舎警備・門衛業務・外周巡回等) **は、検討しやすい。**
- ・**特区業務**(業務の内容や、対象施設により慎重な検討が必要) **は内容による。**

対象となる施設は、どのような施設なのか？

・**前向きな検討が可能**

A級刑務所(初犯が多いこと・反社会的集団所属者が収容されていないこと)
但し、生命犯・粗暴犯の多い「LA級」は厳しいか。

・**慎重な検討を要する**

B級・LB級刑務所(被収容者に不安が残る)

W級刑務所(特に特区業務の比率が高い場合、女子警備員の確保・維持が困難)

M級・P級刑務所(処遇が困難であり、警備会社で出切る事が限られる)

但し、A級経理夫を対象とする業務等に特化すれば検討の余地は残る。

業務別にみた対応可否の検討要因

	業務の概要	検討時の着目点
(1)	被収容者の着衣・所持品及び居室の検査並びに健康診断(新入時を含む)	・受刑者が衣服を身に着けたままでの検査か ・居室の検査は、無人時に行うのか ・刑務官との連携はどうするのか ・健康診断に関する業務は、警備会社にとって無理の無い内容か
(2)	分類調査	・警備会社の業務に含まれているか
(3)	収容監視及び施設の警備	・被収容者との直接的接触は、どの程度か ・施設警備の範囲はどの程度か ・運動監視はどのように行うのか ・入浴監視はどのように行うのかまた、入浴補助は含むのか
(4)	刑務作業の技術支援、職業訓練	・警備会社の業務に含まれているか
(5)	図書・信書の検査の補助	・業務内容の詳細と、その手法はどのようなものか
(6)	携帯物及び差入れ品の検査	・業務内容の詳細と、その手法はどのようなものか
(7)	領置物の保管	・業務内容の詳細と、その手法はどのようなものか
(8)	指紋・指静脈等の情報の採取	・業務内容の詳細と、その手法はどのようなものか
(9)	改善指導又は教科指導に関する講習・講和その他、これらに類する事務	・警備会社の業務に含まれているか
(10)	総務業務	・文書管理(発受・掲示)、身分帳管理、経理事務、参観支援備品・消耗品管理などが、どこまで含まれているのか、その詳細と具体的な手法はどのようなものか、警備会社で出来る業務か

検討のポイント(業務内容ごとに異なりますが、着目点を下記に記します。)

- ・警備員が単独で行う作業であるのか、刑務官とのペアで行う業務なのか。
- ・被収容者との直接的な接触は、どの程度あるのか、また安全は確保されているのか。
- ・本来警備会社が行うべき業務であり、無理なく出来る内容であるのか。